

廃棄物処理基準等専門委員会	資料2
平成22年6月29日	

平成22年1月25日 中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会資料

中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会の専門委員会の設置について

(平成22年1月25日部会決定)

中央環境審議会議事運営規則（平成13年1月15日中央環境審議会決定）に基づき、中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会の専門委員会について、次のとおり決定する。

1. 中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会（以下「部会」という。）に、廃棄物処理基準等専門委員会（以下「専門委員会」という。）を置く。
2. 専門委員会においては、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）」に基づく廃棄物の適正処理に係る技術的基準等に関する事項について検討を行う。
3. 部会に設置する専門委員会に属すべき委員、臨時委員及び専門委員は、部会長が指名する。

廃棄物処理基準等専門委員会の設置について

1. 設置の趣旨

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）に基づき廃棄物を適正に処理し、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図るため、廃棄物の適正処理に関する技術的基準等について、処理技術の進展、廃棄物の性状等諸状況の変化や有害物質等に対する新たな知見に対応するための検討を行う必要がある。

このため、廃棄物問題に関する知見を有する学識経験者等による標記専門委員会を設置し必要な検討をいただくものである。

2. 検討事項

廃棄物処理法に基づく廃棄物処理の技術的基準に関し検討が必要な事項

3. 検討スケジュール

当面は、平成21年11月の水質汚濁に係る環境基準等の改正を踏まえ、廃棄物最終処分場に係る排水基準の見直しの検討を行うこととし、平成22年度内を目処に報告書をまとめる予定

4. 運営方針

専門委員会は、学識経験者等から構成する。